

# 障害者施設に業務の一部を委託してみませんか？

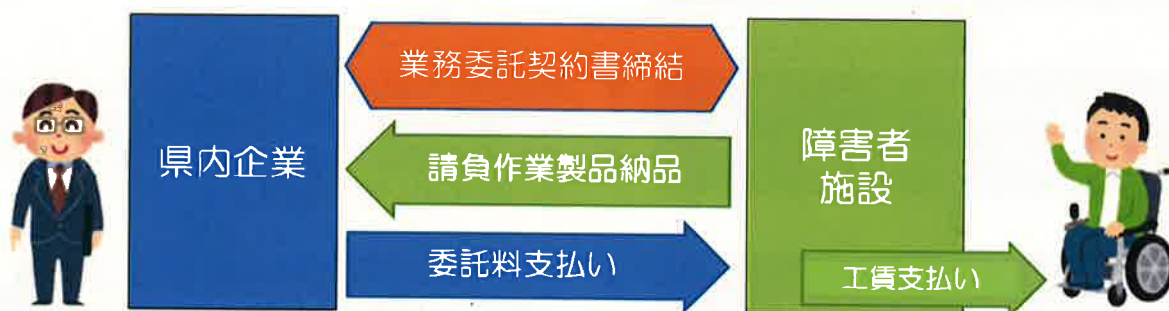
## 県内産業(企業)と福祉施設をつなぐ産福連携

県内企業と障害者施設による産福連携（業務委託）とは、県内企業が障害者施設と作業内容・料金等を定めた「業務委託契約」を結び、障害者施設が企業内の業務の一部を請け負うものです。

県内企業は、契約に基づく委託料を（障害者個人ではなく）障害者施設に支払うことになります。

障害者施設が請け負った仕事は、障害者施設を利用する障害のある人（以下、「利用者」）が、施設支援員の作業指示の下で作業を行います。また、品質・納期の順守等についても、障害者施設が責任をもって行います。

従って、事前に障害者施設の施設支援員が請け負った仕事の内容を十分に理解することが大切になります。



※委託料から必要な経費を控除した額が工賃として利用者に支払われます

## 請負作業の例

～ロボット入れるほどの量でもないが、  
かといって人もなかなか集まらない～



(例)

- 商品・部品のバリ取りなどの仕上げ作業
- 商品・部品の袋詰め、ラベル貼り
- 箱の組み立て、箱詰め作業
- 部品の検査・検品作業 など

## 産福連携のメリット

県内企業

- 雇用に比べて固定費がかからない
- 仕事の負荷に対して変動対応力がある
- SDGsの推進・社会貢献になり企業イメージアップ

障害者施設

- 季節天候に左右されない作業を利用者に提供できる
- 企業への就労に向けた作業訓練を施設内で行うことができる
- 利用者の工賃向上につながる

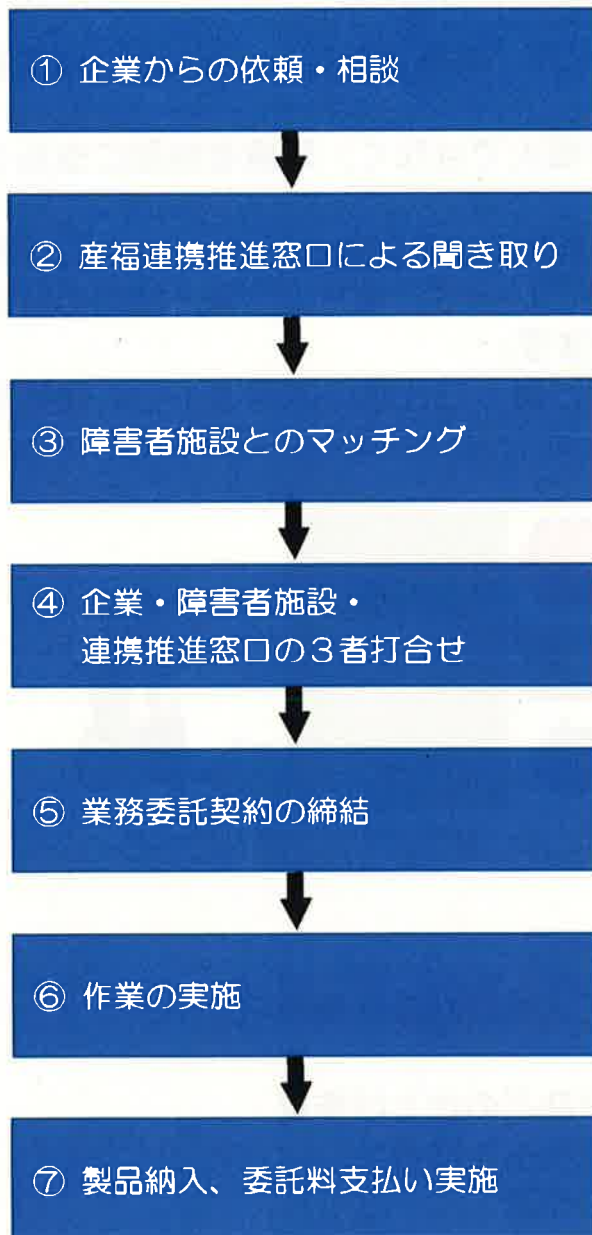


8 働きがいと経済成長も



# 山梨県産福連携推進窓口をご活用下さい！！

## 産福連携マッチングの流れ



- 産福連携推進窓口が依頼・相談等をお受けします。
- 企業から「作業内容・工程・量・納期・委託料」などを聞き取ります。
- 条件にマッチする候補施設を選定し、候補施設に打診します。
- 産福連携推進窓口が選定した施設に具体的内容を説明し、マッチングの確認を行います。
- 具体的な作業内容、必要な治工具の調達条件等、請負の可否判断が行える情報の確認をします。
- 産福連携推進窓口のコーディネータがアドバイス等のお手伝いをします。
- 企業と障害者施設が合意した後は「業務委託契約書」を締結します。
- 請負作業の指導、進捗管理、品質管理、納期の厳守は障害者施設が行います。
- 障害者施設は、製品を納入します。
- 業務請負契約書に基づき、企業から障害者施設に委託料の支払いを行います。



障害者施設(就労継続支援 B 型事業所)の紹介サイトもご覧ください

「障害者のできる仕事～つながるナビ～」

<https://tunagaru.pref.yamanashi.jp/>



つながるナビへの登録など、お問い合わせ先:

山梨県福祉保健部障害福祉課 産福連携推進窓口

TEL: 055-223-1449 FAX:055-223-1485

産福連携コーディネータ

内藤 [yamanashi.sanpuku1@gmail.com](mailto:yamanashi.sanpuku1@gmail.com) 携帯:080-8562-9576

西川 [yamanashi.sanpuku2@gmail.com](mailto:yamanashi.sanpuku2@gmail.com) 携帯:080-8562-9704